

奈良県認知症介護指導者養成事業による 認知症介護指導者養成研修の受講者募集案内

奈良県では、認知症介護実践者研修の充実を目指し、認知症介護指導者（以下、「指導者」という。）を養成するため、認知症介護研究・研修大府センター（以下「大府センター」という。）が行う、認知症介護指導者養成研修（以下、「指導者研修」という。）の受講希望者を、下記により募集します。

1. 募集期間：

第1回 令和6年4月1日（月）～令和6年4月12日（金）

第2回 令和6年4月1日（月）～令和6年5月10日（金）

2. 研修日程：別記1記載のとおり

（第1回あるいは第2回のいずれかを選択願います。）

3. 募集定員：5名

4. 応募要件

本事業による指導者研修受講希望者は、大府センターが実施する、指導者研修の研修対象者の要件（別記2）及び次に定める要件の全てを満たす者とします。

- (1) 指導者研修を修了した翌年度から5箇年度以上、奈良県認知症介護実践者研修等の講師として活動する者。
- (2) 応募者は、所属する法人・事業所の長・管理者から、指導者研修の対象者要件を満たし、且つ、指導者研修を修了した翌年度から5箇年度以上、奈良県認知症介護実践者研修等の講師として活動する者として推薦を受けた者であること。

5. 推薦者の協力

応募者を推薦する法人・事業所の長・管理者は、応募者の円滑な研修の受講及びその後の指導者としての活動にご理解とご協力願います。

6. 提出書類

応募者は、別添様式1及び別添様式2並びに大府センターが実施する指導者研修の申し込みに必要な書類（別記3）を揃え、奈良県地域包括支援課に提出してください。

【提出期日・提出先】

- 提出先：奈良県地域包括支援課 福祉人材確保・育成係
〒630-8501 奈良市登大路町30番地 電話：0742-27-8041
- 提出方法：郵送または持参（郵送の場合は、募集期間最終日必着）

7. 審査

県において審査を行い、大府センターに推薦します。なお、最終的な指導者研修の受講決定は、大府センターが行います。

- 審査結果については、第1回目4月下旬、第2回5月下旬を目途に応募者本人宛て通知します。
- また、大府センターの受講決定については、第1回5月中旬、第2回6月下旬に、大府センターから通知があり次第、速やかに本人宛てお知らせします。

8. 費用負担

指導者研修の受講に必要な経費のうち、次の(1)、(2)の経費については、県が負担し、(3)、(4)の経費については、受講者の負担とします。

ただし、修了証書の交付を受けることができなかつた場合にあつては、(1)～(4)の全ての経費について受講者の負担となります。

- (1) 大府センターが実施する指導者研修受講料
- (2) 指導者研修を受講するための大府センターへの往復の交通費（前期研修及び後期研修）及び宿泊費（但し、県の旅費規程により算出した額とします。また宿泊費は大府センター宿泊施設を利用するものとして算出します。）
- (3) 教材費、災害傷害保険料：大府センターが定める額
- (4) その他の経費

《参考》

令和6年度認知症介護研究・研修大府センター「認知症介護指導者養成研修受講者募集要項」抜粋

※ 以下は、抜粋です。応募者は、この案内と併せて、大府センターの「令和6年度認知症介護指導者養成研修受講者募集要項」（資料1）、「奈良県認知症介護指導者養成事業による認知症介護指導者養成研修の募集要領」（資料2）、「奈良県認知症介護指導者養成事業による認知症介護指導者養成研修の応募者審査要領」（資料3）も熟読願います。

【別記1】

研修日程及び場所 認知症介護研究・研修大府センター
〒474-0037 愛知県大府市半月町三丁目 294 番地
TEL 0562-44-5551 FAX 0562-44-5831

第1回

① センターにおける前期研修
令和6年7月1日（月）～7月12日（金）

② 職場における研修
7月15日（月）～8月30日（金）

③ センターにおける後期研修
9月2日（月）～9月6日（金）

第2回

① センターにおける前期研修
令和6年12月2日（月）～12月13日（金）

② 職場における研修
12月16日（月）～1月31日（金）

内オンラインによる同時双方向の研修
12月18日（水）～12月20日（金）、
令和7年1月13日（月）、1月27日（月）～1月28日（火）

③ センターにおける後期研修
令和7年2月3日（月）～2月7日（金）

センターにおける前期・後期研修では、土日以外は研修プログラムを実施します。また、職場における研修期間中は、オンラインを活用した講義・演習30時間と前期研修中に作成する企画書に基づき、各自の職場で職場実習を行っていただきます。

受講申し込み状況に応じて、開催回数を増減する場合があります

注) 研修は第1回もしくは第2回のどちらかを選び応募してください。

なお、大府センターにおける申込状況に応じて変更をお願いする場合があります。

【別記2】 認知症介護指導者養成研修の研修対象者の要件

2 研修対象者

研修対象者は、以下の①から⑤の要件を満たし、認知症介護指導者養成研修対象者として都道府県・指定都市又は現に勤務している介護保険施設・事業所等（以下「都道府県等」という。）の長が適当と認め推薦する者に対し、認知症介護研究・研修大府センター（以下「センター」という。）が実施する認知症介護指導者養成研修対象者選抜考査（以下「受講者選抜考査」という。）の結果、研修対象者としてセンター長が認めた者とします。

- ① 医師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士、介護福祉士若しくは精神保健福祉士のいずれかの資格を有する者又はこれに準ずる者
- ② 以下のいずれかに該当する者であって、相当の介護実務経験を有する者
 - (ア) 介護保険施設・事業所等に従事している者（過去において介護保険施設・事業所等に従事していた者も含む。）
 - (イ) 福祉系大学や養成学校等で指導的立場にある者
 - (ウ) 民間企業で認知症介護の教育に携わる者
- ③ 認知症介護実践研修における認知症介護実践者研修（「痴呆介護研修事業の円滑な運営について」（平成12年10月25日老計第43号厚生省老人保健福祉局計画課長通知。以下「平成12年通知」という。）に規定する基礎課程又は「認知症介護研修等事業の円滑な運営について」（平成17年5月13日老計発第0513001号厚生労働省老健局計画課長通知。以下「平成17年通知」という。）に規定する実践者研修を修了した者を含む。）及び認知症介護実践リーダー研修（平成12年通知に規定する専門課程又は平成17年通知に規定する実践リーダー研修を修了した者を含む。）を修了した者（厚生省老人保健福祉局計画課長通知より）
- ④ 認知症介護基礎研修又は認知症介護実践研修の企画・立案に参画し、又は講師として従事することが予定されている者
- ⑤ 地域ケアを推進する役割を担うことが見込まれている者

※本研修は、一部オンラインによる同時双方向の研修を実施する。そのため研修受講に際しては、自施設・事業所等でWEB研修受講の環境を整えることを前提とする。

【別記3】 大府センターが実施する指導者研修の申し込みに必要な書類

受講手続

(1) 必要書類

- ① 受講申込書（別紙様式1）
- ② 認知症介護指導者養成研修に係る推薦書（別紙様式2）
- ③ 認知症介護実践リーダー研修修了書の写し1部
- ④ 受講者選抜考査のための実践事例報告に関する提出書類

介護現場で受講者自身がかかわった認知症の人1事例についての実践事例報告（別紙様式3に3,000字程度で作成してください。ただし、図表は1点400字とみなします）